

五島市監査委員公表第3号

平成23年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成24年4月10日

五島市監査委員 木戸庄吾
五島市監査委員 谷川 等

23 五総第 1630 号
平成 24 年 4 月 6 日

五島市監査委員 木戸 庄吾 様
五島市監査委員 谷川 等 様

五島市長 中尾 郁子

平成 23 年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 3 月 2 日付け 23 五監第 428 号による平成 23 年度定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、通知します。

記

- 1 監査の対象 議会事務局 豊かな島づくり市長公室 企画課 財政課 総務課
情報推進課 文化推進室 税務課 市民課 社会福祉課（福祉事務所）
長寿介護課 健康政策課（診療所を含む） 国民健康保険玉之浦診療所
国民健康保険三井楽診療所 生活環境課 水道課 水道局（分室を含む）
農林課 水産課 商工振興課 観光交流課 建設課 管理課 会計課
（分室を含む） 消防本部 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支
所 奈留支所 教育委員会事務局総務課 学校教育課 生涯学習課 文
化会館 勤労福祉センター 観光歴史資料館 図書館 スポーツ振興課
教育委員会分室 幼稚園 給食センター 選挙管理委員会事務局（分室
を含む） 農業委員会（分室を含む）

2 指摘事項

- (1) 漁港施設利用料及び県管理漁港利用料（水産課、奈留支所地域振興課）

本件利用料において、市と各漁業協同組合が締結した五島市漁港施設利用料徴収事務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づく、利用届の進達及びその利用に係る利用料の徴収事務が遅れている。これは、市の事務処理の漏れと遅れが原因であり、直ちに契約書に定めるとおり事務を取り扱うよう見直すべきである。

また、複数の者で内容を確認するなど、内部牽制機能を十分活用した上で事務処理を行うべきである。

【講じた措置】

契約書第7条において、漁港施設の利用に係る利用料を徴収したときは、5月31日までに市が指定した指定金融機関等に払い込まなければならない。と規定されているが、平成23年度の利用料収納状況は以下のとおりです。

- ・A 漁業協同組合 平成24年1月25日収納済
- ・B 漁業協同組合 平成24年1月13日収納済
- ・C 漁業協同組合 平成24年3月7日収納済

契約書に基づく徴収事務の遅れは、「漁船原簿」の調整、利用届更新案内文書の発送、漁協への利用料徴収簿の確認、作成依頼文書の発送といった市の事務処理が遅延したことに原因があることから、次年度からの利用料徴収事務については、前年度末までに前述の事務処理を執行することとします。

また、平成24年3月23日、市内3漁協と事務協議を行い契約書第7条の規定を「漁協は、漁港ごとに漁船の利用に係る利用料徴収簿を7月31日までに作成し、漁船の利用届に添付し市に提出しなければならない。また、漁協は、市が利用届受理後に発行した納入通知書により、市が指定した指定金融機関等に払い込まなければならない。」と次年度契約書から変更することとしました。

今後は、各漁協から提出された利用届を受理後、市で作成している「漁船原簿」との照合と利用料の確認を行い、直ちに納入通知書を発行するとともに納入通知書記載の納期限までに納入されているかの確認を逐次行うこととします。

なお、文書発送、收受の際に起案、供覧の事務処理を行い、内部チェック機能を強化します。

(2) ごみ処理手数料（生活環境課）

福江リサイクルセンターの検量書兼領収書については、料金欄の金額を手書きで訂正している。これは、検量書兼領収書を出力する計量システムが、粗大ごみの品物ごとの料金算出に対応していないためであり、現金管理表及び搬入月報集計表により処理手数料が正当であることは確認できたものの、金額が訂正された領収書は、信ぴょう性に欠けることから、速やかに計量システム等を見直し、金額を訂正していない検量書兼領収書を発行すべきである。

【講じた措置】

計量システムを更新する必要があるため、平成24年度6月議会に補正予算を計上し、システムの更新を行うこととしております。

現在のシステムでは粗大ごみの入力ができないため金額欄が0円で表示されるこ

とから、0円を訂正し金額を手書きで書き込み利用者に交付していました。

システムが更新されるまでの対応につきましては、検量をする必要があるため、金額欄を0円で表示した検量書兼領収書は現行のまま使用しながら、併せて徴収した料金の領収書は別途2枚複写のもので発行し、両方の控えを保管します。

なお、調定の決裁を受けるにあたって、金額の根拠となる報告書を添付し複数のものが報告書の額と調定額が一致しているか確認を励行しております。

(3) 高浜園地休憩施設利用料（管理課、三井楽支所地域振興課）

本件利用料については、利用券の枚数と利用料日計表の利用人員数に、大人が1人、小人が5人の差が生じている。これは、利用券の切り取り誤りが原因であり、高浜施設（管理）日誌により利用料金が正当であることは確認できたものの、調定の起票の際に、利用券の確認をしていなかったことが、本件利用料の処理誤りの発見を遅らせたものであることから、今後は、調定を起票する際に、複数の者で利用券等を確認するなど、チェック機能の強化を図られたい。

【講じた措置】

平成24年度より高浜園地休憩施設及び頓泊園地休憩施設における利用料については、利用料日計表に利用券の番号を記入し利用者数、利用料の突合を行う。調定を起票する際には再度複数の職員でチェックを行うこととします。

3 意見

(1) 内部牽制機能の強化について

公金の取り扱いについては、複数の者で内容を確認する組織体制であるか再点検し、更なる内部牽制機能の強化により、適正な公金の出納管理に取り組まれない。

【今後の方針】

23五会第247号（平成23年11月17日付）にて会計課が通知した「不適切処理の再発防止のための対策」（別紙添付）に則り、公金の管理、支払遅延の防止、債権債務の確実な把握などの各項目に定めた事項を遵守し、事務処理を行うことといたします。

(2) 統一的な公金取扱マニュアルの整備について

公金の取り扱いに関して、内部でのチェック体制を確立し、公金を適切に取り扱うため、統一的な公金取扱マニュアルを整備されたい。

【今後の方針】

会計課において、公金取扱マニュアル策定を検討することとしております。